

# 公益財団法人犯罪被害救援基金 奨学規程

平成 23 年 6 月 21 日 制定 規程第 5 号  
平成 27 年 3 月 5 日 改正 規程第 15 号  
平成 28 年 3 月 3 日 改正 規程第 16 号  
平成 29 年 3 月 7 日 改正 規程第 17 号  
平成 30 年 3 月 6 日 改正 規程第 20 号  
平成 30 年 5 月 29 日 改正 規程第 22 号  
令和 2 年 3 月 2 日 改正 規程第 24 号  
令和 2 年 5 月 8 日 改正 規程第 30 号  
令和 2 年 6 月 17 日 改正 規程第 32 号

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人犯罪被害救援基金定款第4条第1項及び第46条第4項に基づき、奨学生（3歳以上の幼児を含む。）の採用並びに奨学金及び学用品費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

**第2条** この法人の定款第4条第1項第1号の事業の対象となる者（以下「奨学生」という。）は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第3項に規定する犯罪被害者（同法第6条の規定により犯罪被害者等給付金の全部を支給されない場合を除く。）のうち、当該犯罪被害により死亡し若しくは同法施行規則別表で第1級から第4級までの等級に掲げる身体上の障害を受けた者及び国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第2条第3項に規定する国外犯罪被害者（同法第6条の規定により国外犯罪被害者等慰金等を支給されない場合を除く。）（以下「被害者」という。）又はこれらの者と同様の事情にあった者の子、孫、弟妹等（当該犯罪被害発生の当時、当該被害者の収入によって生計を維持していなかった者及び日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。以下同じ。）で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）若しくは第125条に規定する専修学校のうち専門課程若しくは高等課程又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が大学の学部若しくは大学院（研究科）に相当する教育を行うものと認定した省庁大学校（学生の身分が国家公務員となり、学費はなく給与が支給される大学校を除く。）の課程に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ、学資の支弁が困難と認められる者とする。

2 前項の規定は、外国の大学又は大学院への留学について準用する。

3 被害者の子、孫、弟妹等のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第25号）第2条第6項に規定する認定こども園及び同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）及び同法第59条の2の規定により都道府県知事に届け出た施設（これに準ずる施設を含む。）並びに学校教育法に規定する幼稚園（以下「幼稚園等」という。）に在所又は在園（以下「在園等」という。）する3歳以上の幼児（児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業等の対象である3歳以上の幼児を含む。）であって学資の支弁が困難と認められる者について、定款第4条第1項第1号の事業の対象とする。

(奨学金等の額及び給与始期等)

**第3条** 奨学生に給与する奨学金又は学用品費のうち月毎に給与するもの（以下「奨学金等」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 大学、大学院、高等学校専攻科、高等専門学校4年以上の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

|                   |    |         |
|-------------------|----|---------|
| ア 国立又は公立の学校に在学する者 | 月額 | 30,000円 |
| イ 私立の学校に在学する者     | 月額 | 35,000円 |

(2) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生及び特別支援学校高等部に在学する奨学生 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

|                   |    |         |
|-------------------|----|---------|
| ア 国立又は公立の学校に在学する者 | 月額 | 17,000円 |
| イ 私立の学校に在学する者     | 月額 | 25,000円 |

(3) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に在学する奨学生

|  |    |         |
|--|----|---------|
|  | 月額 | 12,000円 |
|--|----|---------|

(4) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に在学する奨学生

|  |    |         |
|--|----|---------|
|  | 月額 | 10,000円 |
|--|----|---------|

(5) 幼稚園等に在園等する3歳以上の奨学生

|  |    |         |
|--|----|---------|
|  | 月額 | 10,000円 |
|--|----|---------|

(6) 外国の大学又は大学院に在学する奨学生 次に掲げる地域（国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第16条から第19条に規定する地域）に応じ、それぞれ次に掲げる金額

|      |    |          |
|------|----|----------|
| 指定都市 | 月額 | 100,000円 |
| 甲地方  | 月額 | 60,000円  |
| 乙地方  | 月額 | 50,000円  |
| 丙地方  | 月額 | 40,000円  |

2 奨学生に給与する奨学金又は学用品費のうち一時金として給与するものは、新たに入学・入園等した奨学生に対する一時金（以下「入学等準備一時金」という。）、災害により被災した奨学生に対する一時金（以下「修学継続支援一時金」という。）及び奨学生に対する緊急支援一時金（以下「緊急支援一時金」という。）とし、その支給対象及び支給額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 入学等準備一時金の支給対象と支給額

|   |          |
|---|----------|
| ア 大学、大学院、専修学校専門課程に入学した奨学生又は高等学校専攻科、高等専門学校4年生に進級した奨学生  | 200,000円 |
| イ 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は専修学校高等課程及び特別支援学校高等部に入学した奨学生 | 50,000円  |
| ウ 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に入学した奨学生        | 50,000円  |
| エ 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に入学した奨学生                   | 80,000円  |
| オ 幼稚園等に入所若しくは入園（以下「入園等」という。）又は入園等する3歳以上の奨学生           | 50,000円  |
| カ 外国の大学又は大学院に入学した奨学生                                  | 300,000円 |

(2) 修学継続支援一時金の支給対象と支給額

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害により被災した奨学生又は外国においてこれと同等の災害により被災した奨学生で、以下のいずれかに該当する者に対し、医師の診断書又は災害対策

基本法第 90 条の 2 に定める罹災証明書若しくはこれに準ずる外国の公的機関等の罹災を証明する書面が発行された対象災害につき一度限りとして、修学継続支援一時金を支給する。

|                          |        |          |
|--------------------------|--------|----------|
| ア 1 か月以上の治療を要する重傷を負った奨学生 | 一 人につき | 100,000円 |
| イ 居住する家屋が全壊した奨学生         | 一世帯につき | 100,000円 |
| ウ 居住する家屋が大規模半壊した奨学生      | 一世帯につき | 50,000円  |
| エ 居住する家屋が半壊した奨学生         | 一世帯につき | 30,000円  |

(3) 国内の社会経済情勢が著しく悪化したことによりすべての奨学生に対して緊急に経済的支援を行う必要があると認められる場合、理事長は、奨学生に対し緊急支援一時金を支給することができる。この場合において、理事長は、奨学生への緊急支援の必要性及び基金の財政状況等を総合的に勘案して、緊急支援一時金の支給対象及び支給額を決定するものとする。

3 奨学生に給与する奨学金又は学用品費の給与始期は、奨学生として採用された会計年度の当該年度開始の月（奨学生が、奨学生として採用された会計年度の当該年度開始の月の後に行われた犯罪行為によって被害を受けた被害者の子、孫、弟妹等である場合は、当該犯罪被害発生の日）とし、奨学金等の給与期間は、正規の最短修業期間とする。

(奨学生選考委員会の設置)

**第4条** この法人に、定款第4条第1項第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、5人以上8人以下の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2人を超えて含まれることとなってはならない。
- 5 委員のうち、委員のいずれか1人とその親族関係を有する者及びその他特殊の関係にある者の合計数は、委員現在数の3分の1を超えてはならない。

(選考委員会の任務)

**第4条の2** 選考委員会は、奨学生志望者が奨学規程第2条に規定する奨学生の資格を備えるか否かを審査し、奨学生を選考する。

(選考委員会の運用等)

**第4条の3** 選考委員会は、奨学規程第4条の規定に基づいて委嘱された次の委員をもって構成する。

- (1) 警察庁長官官房給与厚生課長の職にある者
- (2) 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長の職にある者
- (3) 警察庁刑事局捜査第一課長の職にある者
- (4) 警視庁総務部企画課長の職にある者
- (5) この法人の専務理事又は常務理事の職にある者
- (6) その他学識経験のある者のうちから選出された者

- 2 選考委員会の委員長は、警察庁長官官房給与厚生課長の職にある委員とする。
- 3 選考委員会の委員長は、選考委員会を代表して奨学生の選考結果を理事長に報告する。
- 4 選考委員会は、必要の都度、理事長が招集する。
- 5 選考委員会の議長は、委員長とする。ただし、委員長は、必要があれば、他の委員を議長に指名することができる。
- 6 選考委員会は、委員現在数の過半数の者が出席しなければ、会議を開き、決議することができない。

- 7 選考委員会の議事は、出席委員の過半数の決議をもって決する。
- 8 理事長は、必要があると認めるときは、選考委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員に賛否を求め、その回答が過半数を超えるものをもって前項の選考委員会の決議に代えることができる。

(奨学生願書等の提出)

**第5条** 奨学生志望者は、在学・在園等証明書及び被害者の子、孫、弟妹等であることを証するに足りる書面を添えて、この法人あてに奨学生願書を提出するものとする。ただし、奨学生志望者が幼稚園等に在園等し又は小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校に在学する者である場合には、これらの書面の提出は、その者の父母その他その者を事実上保護している者（以下「保護者」という。）が行うものとする。

(奨学生の採用)

**第6条** 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を奨学生志望者（奨学生志望者が前条ただし書きの規定に該当する場合はその保護者）に通知する。

(奨学金等の交付)

**第7条** 奨学金等は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2月分以上の奨学金等を合わせ交付することができる。

- 2 奨学金等の交付は、大学、大学院、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は専修学校の専門課程若しくは高等課程に在学する奨学生に対しては、奨学生又は保護者に送金して行うものとし、幼稚園等、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校に在学する奨学生に対しては、その保護者に送金して行うものとする。

(在学・在園等証明書及び生活状況報告書の提出)

**第8条** 奨学生又は保護者は、毎年度当初、在学・在園等証明書及び生活状況報告書をこの法人あてに提出しなければならない。

(異動届出)

**第9条** 奨学生又は保護者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨をこの法人に届け出なければならない。

- (1) 入学等、転学又は転園等したとき。
- (2) 留年、休学、休園等、復学、復園等、退学、退園等又は長期欠席したとき。
- (3) 退学、停学等の懲戒を受けたとき。
- (4) 保護者に変更があったとき。
- (5) 奨学生又は保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

- 2 前項の届出は、その届出に係る事項を証するに足りる書面を添えて行うものとする。

(奨学金等の給与の停止)

**第10条** 奨学生が休学又は休園等したときは、奨学金等の給与を停止する。

- 2 理事長は、奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められるときは、奨学金等の給与を停止することができる。

(奨学金等の給与の復活)

**第 11 条** 前条の規定により奨学金等の給与を停止された者が、その理由が止み、そのことを証するに足りる書面を添えて願い出たときは、奨学金等の給与を復活することができる。

(奨学金等の給与の廃止)

**第 12 条** 奨学生の学業成績、生活状況等によりその者に引き続き奨学金等の給与を行うことが著しく適当でない認められるときは、奨学生選考委員会の意見を徴して奨学金等の給与を廃止することができる。

(学業成績表等の提出)

**第 12 条の 2** 理事長は、第 10 条第 2 項又は前条の規定に抵触し若しくはそのおそれがある事案を認知した場合には、対象の奨学生又はその保護者に対し、学業成績表及び生活状況報告書等の提出を求めることができる。

(奨学金等の給与の辞退)

**第 13 条** 奨学生又は保護者は、いつでも奨学金等の給与の辞退を申し出ることができる。

(死亡の届出)

**第 14 条** 奨学生が死亡したときは、父母、兄姉又はこれに代わる者は、直ちにその旨をこの法人に届け出なければならない。

(一時金の支給申請等)

**第 15 条** 入学等準備一時金は、この法人に対する入学等届又は在学・在園等証明書の提出をもって支給申請があったものとみなす。

2 修学継続支援一時金の支給を受けようとする被災奨学生又はその保護者若しくは代理人は、被災した日から 1 年以内に、理事長が別に定める「修学継続支援一時金支給申請書」に必要な書面を添えて、この法人あてに申請するものとする。

(一時金の支給決定等)

**第 16 条** 一時金の支給は、業務執行理事及び理事長代行による審査を経て、理事長が決定する。

2 理事長は、前項の審査、決定を行うため必要があると認められるときは、申請者に対して説明又は書面等の提出を求めることができる。

3 理事長は、申請者が前項の求めに応じないときは、一時金を支給しない決定を行うことができる。

(一時金の交付)

**第 17 条** 入学等準備一時金の交付は、第 3 条第 2 項に定める支給対象となった後初めての奨学金等の交付と同時に行うものとする。

2 修学継続支援一時金の交付は、支給決定後速やかに行うものとする。

3 一時金の交付は、大学、大学院、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は専修学校の専門課程若しくは高等課程に在学する奨学生に対しては、奨学生又は保護者に送金して行うものとし、幼稚園等、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校に在学する奨学生に対しては、その保護者に送金して行うものとする。

(奨学生の指導等)

**第 18 条** 奨学生に対する生活の指導及び相談は、その者の学業成績、生活状況等に応ずる適切な方法により行うものとする。

(実施細目)

**第 19 条** この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成 23 年 6 月 22 日から施行する。
- 2 公益財団法人犯罪被害救援基金の奨学事業に関し、すでに処理された事務で、この規程に係るものについては、この規程によって処理されたものとみなす。

附則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 30 年 5 月 29 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。